

## 「荒川河川整備計画（骨子）」について、関係する住民からいただいたご意見

本資料は、関係する住民からいただいたご意見です。  
ただし、個人に関する情報であって特定の個人を識別するものについては、黒塗りしています。

国土交通省関東地方整備局

## 1. 意見募集の概要

### (1) 意見募集対象

「荒川河川整備計画（骨子）」

### (2) 意見募集期間

平成27年3月23日（月）から4月21日（火）までの30日間

### (3) 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール

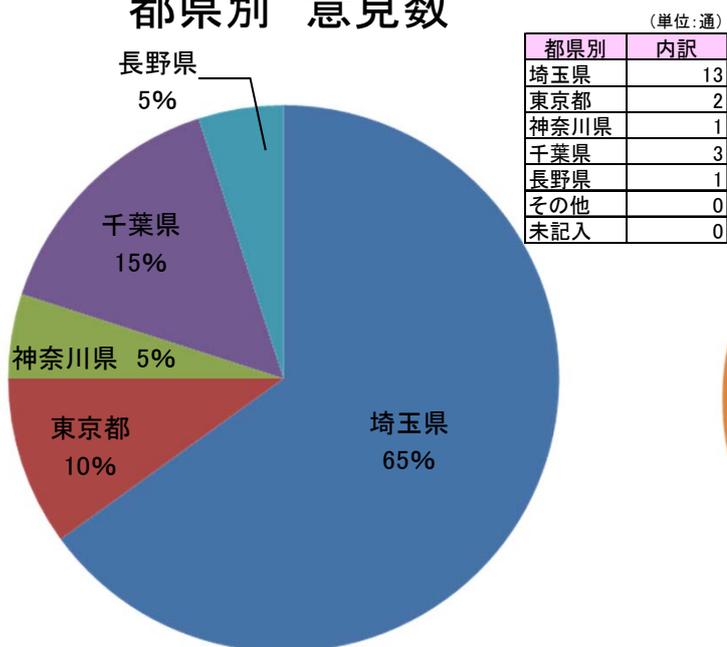
## 2. 意見の概要

### (1) いただいたご意見の数

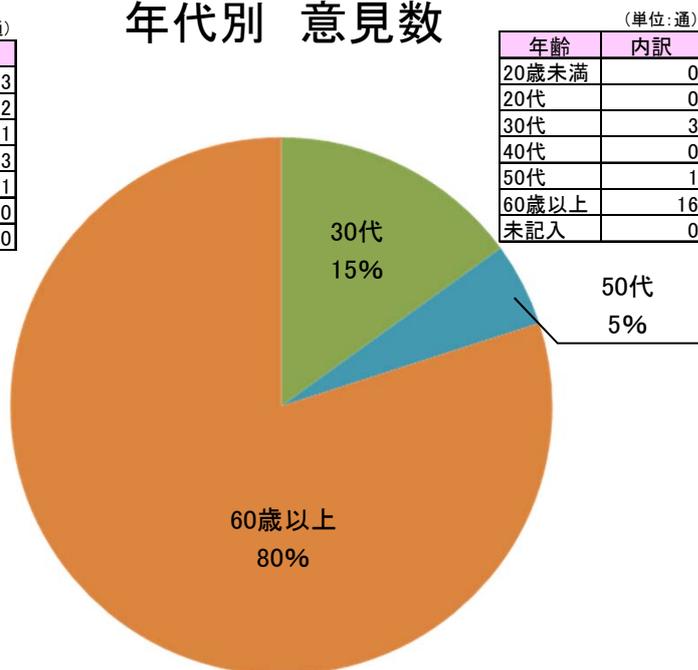
20通

### (2) ご意見をいただいた方の属性

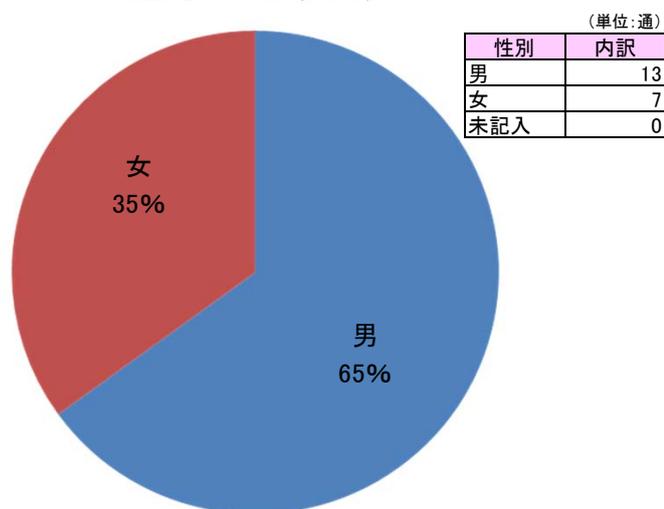
#### 都県別 意見数



#### 年代別 意見数



#### 性別 意見数



---

差出人: [REDACTED]  
送信日時: 2015年3月28日土曜日 9:57  
宛先: ara-plan@ktr.mlit.go.jp  
件名: 用紙がない

[REDACTED]と申します。

荒川河川整備計画のパブコメを実施中とホームページで伺いました。

[http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river\\_00000152.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000152.html)

[http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr\\_content/content/000620058.pdf](http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000620058.pdf)

もともと、貴社配布資料に付属されているパブコメの用紙が、ホームページ上でダウンロードできるようになっていません。いつも、PDF版ないしワード版がダウンロードできるようになっていたと思うので、今回もその措置をとられるようにお願いします。

(意見提出様式)

## 「荒川河川整備計画（骨子）」に対する意見

①氏名	[REDACTED]		
②住所	(都道府県名) 埼玉県	(市区町村名) さいたま市	[REDACTED]
③電話番号又はメールアドレス	[REDACTED]		
④年代	20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	⑤性別	男性・女性
意見該当箇所	⑥ご意見		
頁	行	(意見ごとにはできるだけ200字以内で記載してください)	
6	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調節池によって河道の負荷が増大し、河道の水位が上昇する。</li> <li>・越流する直前に、池一杯分の水が下流に流れ、下流の水位を上昇させる。</li> <li>・越流水によって、池が満杯になったところで、下流の水収支は<math>+&lt;0&gt;</math>である。よって、下流の流量が低減することはない。</li> <li>・池に半分ほど入った場合は、入らなかった空間分の水は下流に流れるので、その分、下流の流量は増大する。</li> <li>・池に越流する風景はいかにも豪快だが、下流の流量を低減する効果は全くなく、むしろ、洪水を起こす有害な施設と言わざるを得ない。現在の横堤のほうがはるかに有効である。</li> <li>・第一調節池の越流堤を止めて、ゲート付調節池に改造することが唯一の解決策である。</li> </ul>	

氏名	[REDACTED]		
住所	長野県	長野市 [REDACTED]	
電話番号又はメールアドレス	[REDACTED]		
年代	60歳以上	⑤性別	男性
意見該当箇所	意見		
頁	行		
		<p>河川整備基本方針の治水安全度 1/200 における基本高水流量について  荒川の河川整備計画のもとになっている治水安全度 1/200 における基本高水流量  14800m<sup>3</sup>/s は過大に決定されている。</p> <p>その計算根拠になっている複合確率法は、計画雨量において発生する計算流量群に  統計学的な考察を加えていて評価されるものであるが、流量と雨量の年超過確率の  関係から流量の年超過確率を計算する過程に間違いがある。雨量から流量を計算す  る雨量確率手法を採用する限り、雨量の年超過確率の平均値と流量の年超過確率の  関係を論じるのは正しくない。流量の平均値の年超過確率は雨量の年超過確率に等  しいとすべきである。</p> <p>関東地方整備局は別に利根川等に適用した総合確率法なる方法も開発しているが、  この方法でも雨量の年超過確率の平均値が流量の年超過確率に等しいとする複合  確率法と同じ間違いをしている。</p> <p>この間違いは河川流出モデル・基本高水評価検討等分科会でも見逃されている。利根  川の場合は正しく計算すると治水安全度 1/200 における基本高水流量は 22000m<sup>3</sup>/s  でなく 17000m<sup>3</sup>/s 程度になる。</p> <p>荒川について公表されている昭和 7 年から平成 15 年までの計算年最大流量から水  文統計ユーティリティにより流量確率を計算したところ、SLSC(99%)0.04 以下の  10 確率分布の流量の平均値は 12900m<sup>3</sup>/s 程度、三極値確率分布の中で Jackknife 推  定誤差の最小値は Gumbel で 9700m<sup>3</sup>/s 程度になる。</p> <p>以上より荒川の治水安全度 1/200 の基本高水流量 14800m<sup>3</sup>/s は過大で、高くても  13000m<sup>3</sup>/s 程度、低く見積もると 10000m<sup>3</sup>/s と思われる。信頼すべき基本高水流量  に基づかない河川整備計画には合理性がない。関東地方整備局は荒川の複合確率法  の計算法の間違いを正す必要がある。</p> <p>なお年超過確率 1/30 の SLSC(99%)0.04 以下の 10 確率分布の平均値は 7700m<sup>3</sup>/s 程  度になっているので、この程度のピーク流量なら具体的な河川整備計画が立てられ  るはずである。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	

## 「荒川河川整備計画（骨子）」に対する意見

①氏名	[REDACTED]		
②住所	(都道府県名) 神奈川県	(市区町村名) 藤沢市	
③電話番号又はメールアドレス	電 話 : [REDACTED]	メールアドレス : [REDACTED]	
④年代	20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	⑤性別	男性・女性
意見該当箇所	⑥ご意見		
頁	行	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
7	13~17	<p>「荒川下流部において、高規格堤防を整備し、整備にあたっては、まちづくり構想等との調整を行い、順次事業を実施します」という主旨を述べられていますが、下流部は木造家屋が密集しており、大半の区間で区画整理事業と一体的に進めない限り高規格堤防の用地は確保できないと思われまます。</p> <p>しかしながら、木造密集地域の土地区画整理事業は、一つの事業を完成するのに計画期間も含めると少なくとも15年~20年ほどかかります。しかも、高規格堤防区間全体を同時に事業化するのは不可能であり、時間的にも空間的にも分割して事業化を図る必要があるため、全体が完成するのは、30年先どころか100年以上先になることも想定されます。</p> <p>一方において、近年の異常気象や切迫している首都直下型地震を鑑みると、一刻も早い整備が望まれます。</p> <p>そこで、提案なのですが、特に地盤が低く堤防幅も薄い上平井水門から東西線下流部の区間において、荒川左岸でもある中川左岸の高規格堤防整備を低内地側ではなく堤外地へ広げ、広げた分だけ中堤を削るという考えはいかがでしょうか？</p> <p>現在、中堤の幅は、中川左岸堤防の幅と比べ3倍ほどあります。まちへの溢水を防ぐ堤防の重要度を考えれば、中川堤防は中堤より幅が大きくてしかるべきです。また、現在、首都高のピアが中堤に設置されており中堤を削った場合、ピアの補強が必要となりますが、中川の高規格堤防の用地を堤内地に確保するための区画整理事業と比較すれば、コストと事業期間は、数分の一で済むと思われまます。</p> <p>意見が長くなって申し訳ございませんが、どうぞご検討のほどよろしくお願いいたします。</p>	

## 「荒川河川整備計画（骨子）」に対する意見

①氏名	[REDACTED]		
②住所	(都道府県名) 千葉県	(市区町村名) 習志野市	
③電話番号又はメールアドレス	[REDACTED]		
④年代	30代	⑤性別	男性
意見該当箇所	⑥ご意見		
頁	行	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
なし		<p>1) 会議の運営</p> <p>ア) 同室・一般傍聴を妨げる会議運営</p> <p>本河川整備計画を策定するために、河川法16条の2第3項に基づいて有識者会議が開かれている（荒川河川整備計画有識者会議規則1条）が、この有識者会議においては、会議室内での一般傍聴は認められず、別室を確保し、審議の様子をモニターで中継するという、無駄に経費のかかる方法がとられている。</p> <p>会議の傍聴は、憲法論的に言えば、学説上確立している知る権利（21条1項に定める表現の自由の一形態とみる）の具体的な有様であり、そうであれば、その制約は、権利の重要性に比して合理的なものでなければならない。憲法上、表現の自由を定める21条は民主主義の基礎となる重要な人権であるから、同室傍聴を制限しなければならない重要な理由（必要性）と、その制限を正当化する代替・補償措置が合理的に認められるものでなければならない。</p> <p>ところが、この点が曖昧である。今回撮られている別室モニター傍聴は、同室傍聴を制限する代替・補償措置と解釈できるが、なぜ、そうした措置を施す必要があるのか、その必要性は全く示されないまま、今回の措置がとられている。推量するに、その必要性は会議を同室で傍聴することによる混乱回避と思われるが、そうだとした場合には、規則の中に「会議の進行を混乱させるものに対しては、座長権限により堆積を命じることができる」という規定を織り込み、そのように対処刷ればいいのであって、そうした措置をとらず、いきなり一般傍聴者を全員排除する形で、制限するのは不合理である。</p> <p>裁判所などでも、傍聴を来穂原則とし、訴訟式を混乱させる者は裁判長の権限で退廷を命じるように規則を定め</p>	

運営して、それで混乱が生じていないのだから、別室を確保し、経費を増大させ、一般傍聴者の権利を制限することの意味が不明である。傍聴には、日程を調整し、また交通費をかけて来るわけだから、一般傍聴者というのは、河川行政に強い関心を持つものであって、例えば民間企業であれば、こうした人たちを排除するかのような扱いをすることはありえない。

別室傍聴という措置の不合理・異常さを改善すること、今後、こうした措置が再現されないようにすることを望む。

#### イ) 規則の不合理

荒川河川整備計画有識者会議規則は第2条において、会議の委員及び組織を定める。有識者会議設置の趣旨は、委員の高い識見を計画に反映させることと思料されるが、その趣旨を反映して、第5項では「委員の代理出席は認めない」と定められている。そうであればこそ、17人の委員のうち、わずか数人しか出席できないまま会議が開催されたとすれば、会議の趣旨を満たすことができず、会議は不成立・無効と解するのが、社会常識である。

しかし、本有識者会議にはそうした規則がない。会議の趣旨を踏まえれば当然あるはずの規定がないことは、会議を何のために開催するのか、その意味を疑わせる。

#### ウ) 規則

一般傍聴が別室になっていることの不合理を、1つ具体的な形で指摘する。仮に、会議規則などで「会議成立のための最低人数」を定めていれば、会議の冒頭で、「今日の出席者は、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、……〇〇委員の以上〇名であり、会議は成立です」と告げる。しかし、本会議ではそうした当然のことさえ行われていない。

なるほど、傍聴者には委員座席が配られているが、これは出欠確認を取った当日の出席予定者を示すに過ぎず、実際の出席委員をすることはできない。そして、別室モニター視聴では、会議に委員が何人出席したのか、誰が出席したのかという基本的なことが不明である。記者席後方から映し出す、定点観測カメラでは見えるのは、座長とその両脇の委員のみであって、円卓の左右側にある委員などの姿も確認できない。会議中、彼らが何をしているのかも確認できない。委員が会議中居眠りをしているようなことがあった場合、別室モニター視聴では、そうしたことさえわか

p6

らないのである。

公開の緊張感の中にあつてこそ、実りある審議は可能（といつてもそれは必要条件の一つであり、十分条件ではない）になるのであつて、それを妨げる別室モニター視聴は不合理である。①余分な経費、②一般子傍聴者の人権制限、③公開の緊張感という3点で不合理である。

## 2) 計画目標

荒川河川整備計画の上位指針にあたる、荒川河川整備基本法審派、去る2007（H19）年3月に策定されており、そこでは基本高水流量を既往最大洪水・カスリーン台風（昭和22年9月）の実績値（岩淵地点）10,560 m<sup>3</sup>/秒を遥かに上回る14,800 m<sup>3</sup>/秒とされている。対する計画高水流量は7,000 m<sup>3</sup>/秒であり、上流域で7,800 m<sup>3</sup>/秒分の洪水調節を必要とするところ、上流域には、国・機構ダムとして、①二瀬ダム（1961年竣工、治水容量2,180万m<sup>3</sup>）、②浦山ダム（1999年竣工、治水容量2,300万m<sup>3</sup>）、③滝沢ダム（2007年竣工、治水容量3,300万m<sup>3</sup>）のほか、④有間ダム（1985年竣工）、⑤合角ダム（2001年竣工）という埼玉県管理の小規模ダムがあるばかりで、7,800 m<sup>3</sup>/秒分の洪水調節という治水計画は、全くの騎乗の空論である。

それは即ち、河川管理施設の具体的な計画と乖離した基本方針であることを如実に物語っているが、対応する河川整備計画も、既往最大洪水となるカスリーン台風洪水規模とするとなると、推定流量10,560 m<sup>3</sup>/秒と計画高水流量7,000 m<sup>3</sup>/秒の差額、3,560万m<sup>3</sup>/秒を洪水調節しようとすることになるが、その妥当性および方法論が一切不明である。

整備計画・骨子には、「中流部において、広大な高水敷に横堤が築造され遊水機能を有しているところですが、より効果的にピーク流量を低減させるため、調節池の整備を行い、洪水調節容量を確保します」（6ページ）と記載があるが、これが荒川第1調節池の拡充を意味するとなると、その記載は、諸元・効果、懸念される影響など、具体的に記載されなければならないはずであるが、この点が一切不明である。これでは効果的なパブコメにならない。

p6

## 3) 浸水対策

荒川河川整備計画では、首都圏を流れる荒川の特性を踏

まえて、氾濫時の社会経済機能の麻痺が懸念されている。その1つとして、関係都県会議でも有識者会議でも配布された「荒川の現状と課題」（関東地方整備局）では、4ページに荒川決壊による地下鉄浸水想定が示されている。

こうした具体的な想定被害から、対策案という形で整備計画は策定されるものであると考えるが、問題の立て方・議論の立て方はそうした形になっていない。つまり、問題解決志向になっていない。

もし、問題解決志向に沿って計画立案が行われるのだとしたら、①この被害想定は妥当か、②妥当だとして、その方法はどうすべきかというものになるはずである。この点、筆者は①の時点で問題があると思うが、その点をさておいたとしても、もし地下鉄浸水が懸念されるほど、堤内地に大量の水が、外水であれ内水であれ発生するべき時に、(1)地下鉄入り口のシャッターはどれくらいの水量・水圧に耐えられるか、(2)地下鉄の線路内勾配から考えて、どの手順で、地下鉄の入り口対策を実施するか、(3)その際に河川管理者との連携はどうすべきか(情報伝達)などを詰めていく形で、対策は考えるはずである。主要な関係者は東京都交通局、メトロなどであって、そうした連携が取れてこそ、国土交通省として、旧建設省・旧運輸省が一体化した意味も出てくるはずである。

地下鉄の浸水が実際に起きた場合の被害は甚大である。その大きな影響を考えれば、もし本当に具体的に地下鉄浸水が懸念されるのであれば、対策は地下鉄ベースで考えるべきであり、その点の連絡を欠き、まるで地下鉄浸水を堤防強化、河川整備などで防ぐという発想であれば、全く合理性を欠いている。

これは、荒川という都市河川に特有の被害と対策、連携体制について具体的な様相が全く見えないという一端であって、もう少し、問題解決志向で計画を立案してもらわなければ困る。

## 「荒川河川整備計画（骨子）」に対する意見

①氏名	[REDACTED]		
②住所	(都道府県名) 埼玉県	(市区町村名) 三郷市	
③電話番号又はメールアドレス	[REDACTED]		
④年代	20歳未満・20代・30代・40代・50代・ <u>60歳以上</u>	⑤性別	<u>男性</u> ・女性
意見該当箇所	⑥ 意見その1		
頁	行		
7	10～17	<p>骨子</p> <p>「3. 河川の整備の実施に関する事項</p> <p>3.1.1 洪水、津波、高潮等による被害の発生防止又は軽減に関する事項</p> <p>(4) 超過洪水対策</p> <p>荒川下流部においては、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間について高規格堤防の整備を行います。」</p> <p><b>意見</b></p> <p><b>高規格堤防の整備計画は実現性が全くなく、対象地区の住民の生活を根底から覆すものであるため、河川整備計画から落とすべきである。</b></p> <p><b>理由(1) 高規格堤防の整備は超巨額の公費を要するため、その整備計画は実現性がゼロである。</b></p> <p>高規格堤防（スーパー堤防）は、2012年1月に会計検査院により、あまりにも非効率な事業であるとの指摘を受けた。何しろ首都圏・近畿圏6河川で6943億円の公費を投じたにもかかわらず、要整備区間の総延長873kmのうち、完成した高規格堤防は9.463kmに過ぎず、整備率は1.1%にとどまっていたのである。</p> <p>あまりにも非効率であるので、2010年10月の行政刷新会議の事業仕分けにおいて高規格堤防整備事業は「事業廃止」と判断された。</p> <p>ところが、2011年12月に国交省の巻き返りで、高規格堤防はゾンビ事業のように生き残り、6河川の要整備区間を119kmに縮小して引き続き、推進していくことになった。縮小したとはいえ、119kmはきわめて長い区間である。そのうち、荒川が最も長く、下流部の両岸で延べ52kmの高規格堤防をつくることになった。</p> <p>右図のとおり、最下流の東京メトロ東西線橋梁付近から左岸は川口市の菖蒲川まで、右岸は板橋区の笹目橋まで延々と整備することになっている。</p>	



## 「荒川河川整備計画（骨子）」に対する意見

	<p>そのうち、完成済みは数km程度であろうから、今後、荒川下流で高規格堤防を整備する延長は50km近くにもなる。</p> <p>この整備に一体どれくらいの費用がかかるのか。高規格堤防はとにかく金食い虫の事業であって、区画整理事業の費用も含めて1メートルの整備に4000万円程度かかるとされており、この数字を使うと、荒川下流の高規格堤防の整備に要する費用は2兆円規模になる。荒川下流だけにそのように超巨額の公費を投入できるはずがなく、荒川下流における高規格堤防の整備計画は実現性がゼロである。</p> <p><b>理由（2）「線」ではなく、「点」の整備しかできない高規格堤防は治水対策として意味を持たないので、中止し、低コストの堤防強化工法を導入すべきである。</b></p> <p>高規格堤防が治水対策として意味を持つとすれば、かなりの長さで整備して超大洪水に備えることであるが、上述のように実際につくれる高規格堤防はわずかの長さのものをぽつんと整備するだけであり、いわば「点」の整備でしかできない。「点」の高規格堤防をつくっても、その周辺は通常の堤防のままなのであるから、超大洪水が来たときは周辺は溢れて決壊する恐れがあり、高規格堤防は何の意味も持たない。</p> <p>堤防の強化工法は高規格堤防だけではない。高規格堤防よりはるかに低コストの堤防強化工法がある。ソイルセメント連続地中壁工法や、鋼矢板を使ったハイブリット堤防である。これらの工法の整備費用は1メートル当たり50～100万円程度で、高規格堤防の数十分の一以下である。</p> <p>国交省はこれらの堤防強化工法の導入を認めようとしませんが、その拒否の理由には科学的な根拠はなく、高規格堤防推進の妨げになることを恐れているだけである。これらの低コストの工法を使って堤防を強化すれば、超大洪水に対する安全性を比較的短い年数で飛躍的に向上させることができる。国交省は流域住民の安全を守るために、荒川の河川整備計画では高規格堤防の代わりに、これらの工法によって堤防強化を行うことを明記すべきである。</p> <p><b>理由（3）高規格堤防の整備は地元住民の生活に多大な影響を与える。</b></p> <p>高規格堤防の整備は多くの場合、土地区画整理事業で堤防用地を確保することが必要になる。江戸川の北小岩一丁目地区高規格堤防では強権的な住民追い出しが行われた。江戸川区は高規格堤防と一体の土地区画整理事業を推進するため、直接施行（家屋の強制破壊）またはそれに近い強権的な措置をとり、終の棲家に住み続けることを願う住民を追い出した。そのことは新聞、テレビにも大きく報道され、地元住民に対する江戸川区の仕打ちに対して非難の声が殺到した。</p> <p>高規格堤防の整備はそのように地元住民の生活に多大な影響を与えるものであるので、その面からも推進すべきではない。</p>
--	---

## 「荒川河川整備計画（骨子）」に対する意見

①氏名	[REDACTED]		
②住所	(都道府県名) 埼玉県	(市区町村名) 三郷市	
③電話番号又はメールアドレス	[REDACTED]		
④年代	20歳未満・20代・30代・40代・50代・ <u>60歳以上</u>	⑤性別	<u>男性</u> ・女性
意見該当箇所	⑥ 意見その2		
頁	行		
6	10～17	<p>骨子</p> <p>「3. 河川の整備の実施に関する事項</p> <p>3.1.1 洪水、津波、高潮等による被害の発生の防止又は軽減に関する事項</p> <p>(1) 洪水を安全に流下させるための対策</p> <p>5) 洪水調節容量の確保</p> <p>中流部において、広大な高水敷に横堤が築造され遊水機能を有しているところですが、より効果的にピーク流量を低減させるため、調節池の整備を行い、洪水調節容量を確保します。」</p> <p><b>意見</b></p> <p><b>荒川中流部の広大な河川敷は多様な水生植物や両生類・魚類等の生息・生育の場となっている。洪水調節池の増設事業はそのかけがえのない豊かな自然を壊すものである。荒川の治水対策としての必要性もないから、洪水調節池の増設計画は河川整備計画から落とすべきである。</b></p> <p><b>理由（1）洪水調節池の増設は荒川中流部河川敷の豊かな自然を破壊する。</b></p> <p>荒川中流部にある荒川特有の広大な河川敷は、関東地方整備局の「荒川の現状と課題」に書いてある通り、約70年前の蛇行形状を残す旧流路と湿地が残されていて、ミドリシジミの食草であるハンノキ等の河畔林も形成され、多様な水生植物や両生類・魚類等の生息・生育の場となっている。</p> <p>この荒川中流部の河川敷に下図のとおり、五つの調節池をつくる計画が数十年前にあった。</p> <p>■計画位置図</p>	

## 「荒川河川整備計画（骨子）」に対する意見

このうち、第一調節池は洪水調節と水道用水の開発を兼ねた多目的ダム建設事業（荒川第一調節池総合開発事業）として進められ、1997年度に完成した。

続いて、荒川第二調節池総合開発事業が計画されたが、2000年度に中止になった。中止の理由は水道用水の需要が低迷して利水面の必要性がなくなったことと、荒川中流の河川敷の自然を守れという声が強かったことにあると推測される。

今回の河川整備計画の骨子にある「洪水調節池」は第二調節池の治水部分を復活させようというものである。詳細は明らかではないが、第三以降の調節池の増設も含まれているのかもしれない。

洪水調節池化は二つの面で自然に大きな影響を与える。一つは調節池化の工事で大規模な掘削が行われること、もう一つは洪水調節池の完成後は、よほど大きな洪水が来た時しか、越流堤から洪水が入らなくなり、乾燥化が徐々に進行することである。現在の河川敷は洪水時に水浸しになることにより、湿地特有の豊かな生物相が維持されてきたが、洪水調節池になれば、その条件が失われてしまう。

**理由（2）河川整備計画の目標流量としてカスリーン台風洪水の流量は過大であるので、現実性のある目標流量に変えれば、洪水調節池の増設は不要である。**

今回の河川整備計画は洪水目標流量を1947年9月のカスリーン台風洪水と同規模にすることになっている（骨子4ページ）。荒川水系河川整備基本方針を見ると、その流量は岩淵地点で10,560 m<sup>3</sup>/秒である。これは観測流量ではなく、国交省の計算流量であるので、過大である可能性が高い。そのことはさておき、この当時は山が荒れていた戦争直後の時代であり、その後、植林が進められ、森林が育って山の保水力が高まってきたことにより、洪水の出方が小さくなってきているはずである。今から約70年も前の洪水の数字を使うべきではない。

荒川においてその後、最も大きな洪水流量は1999年8月洪水の7,650 m<sup>3</sup>/秒であるから、河川整備計画の目標流量は8,000 m<sup>3</sup>/秒とすれば十分ではないかと考えられる。目標流量を現実的な洪水流量にすれば、荒川調節池の増設による洪水調節は無用のものとなる。

荒川流域における最近の浸水被害は荒川からの越流によるものではなく、ゲリラ豪雨によって降った雨が掃け切れずに溢れてしまう内水氾濫（小河川の氾濫を含む）によるものである。。

内水氾濫による浸水被害の防止には、ダムや洪水調節池による洪水調節は何ら役に立たない。雨水貯留・浸透施設の設置、小河川の流下能力の増強、排水機場の強化など、内水氾濫対策への取り組みが急務であり、荒川河川整備計画の治水対策もそのことに重点を置くべきである。

## 「荒川河川整備計画（骨子）」に対する意見

①氏名	[REDACTED]		
②住所	(都道府県名) 埼玉県	(市区町村名) 三郷市	
③電話番号又はメールアドレス	[REDACTED]		
④年代	20歳未満・20代・30代・40代・50代・ <u>60歳以上</u>	⑤性別	<u>男性</u> ・女性
意見該当箇所	⑥ 意見その3		
頁	行		
9	14～18	<p>骨子</p> <p>「3. 河川の整備の実施に関する事項</p> <p>3.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>(2) 自然環境の保全と再生」</p> <p><b>意見</b></p> <p>一級水系・円山川水系河川整備計画に倣って、荒川においても自然に優しい、自然の回復を目指した河川整備計画を策定すべきであり、荒川の間接点にあって川の生態系を完全に分断している玉淀ダムの撤去も盛り込むべきである。</p> <p>(1) 円山川水系河川整備計画のように荒川も自然の回復を前面に打ち出すべきである。</p> <p>最近策定された国の河川整備計画で、自然の回復を目指す、模範とすべき河川整備計画がある。近畿地方整備局が策定した円山川水系（兵庫県）の河川整備計画である。円山川水系の円山川下流域・周辺水田は2012年7月にルーマニアで開催されたラムサール条約第11回締約国会議（COP11）でラムサール条約登録地に指定された。それを受けて、円山川水系は自然に優しい、自然の回復を目指した河川整備計画が2013年3月に策定された。</p> <p>その基本的な視点は次のとおりである。</p> <p>① 川の営力による自然の復元力を活かしつつ、河川環境の整備を行い、過去に損なわれた湿地や環境遷移帯等の良好な河川環境の保全・再生を図る。</p> <p>② 水域から山裾までの河床形状をなだらかにして、山から河川の連続性を保全する。</p> <p>③ 本川と支川・水路との間の落差を解消し、生物の移動可能範囲の拡大を図る。</p> <p>上記②と③の具体的な内容は次ページに示すとおりである。</p> <p>荒川においても円山川水系に倣って、自然の回復を前面に打ち出した河川整備計画を策定すべきである。</p>	

「荒川河川整備計画（骨子）」に対する意見

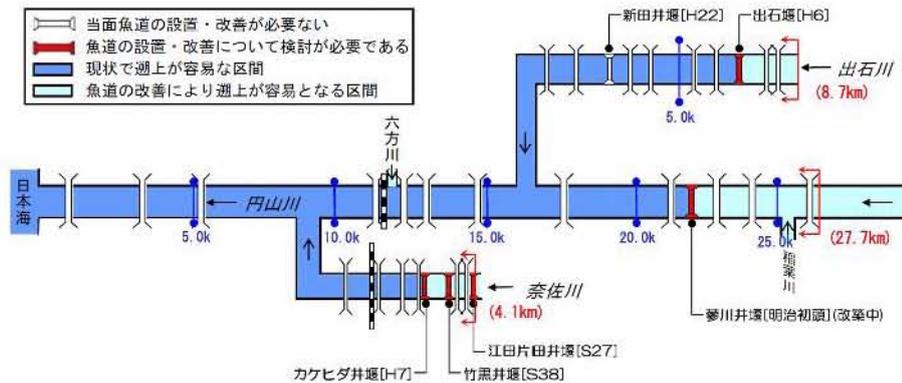
円山川水系河川整備計画（近畿地方整備局 2013年3月策定）より

4.3.3 水生生物の生態を考慮した河川の連続性確保に関する事項

1) 上下流の連続性の改善

整備箇所は許可工作物であるため、施設の改築等にあわせて魚道の設置・改善に努めるよう施設管理者に指導するとともに、改善にあたって必要な連携を図る。なお、蓼川井堰は現在改築にあわせ魚道の改善を実施している。

目的	整備箇所
既設魚道の改善	カケヒダ井堰、竹黒井堰、江田片田井堰、蓼川井堰、出石堰



2) 合流部の落差解消（流域との連続性の改善）

施設管理者や地域と協働して本川と支川・水路との間の落差を解消し、生物の移動可能範囲の拡大を図る。

国管理施設については、可能な限り簡易的な方法で落差を解消するものとし、許可工作物については、施設の改築等にあわせて魚道の設置・改善に努めるよう施設管理者に指導するとともに、改善にあたって必要な連携を図る。

目的	整備箇所
樋門と河川の落差解消	向鶴岡川落差工、奈佐川第3樋門、寺内第一樋門、上之郷樋門

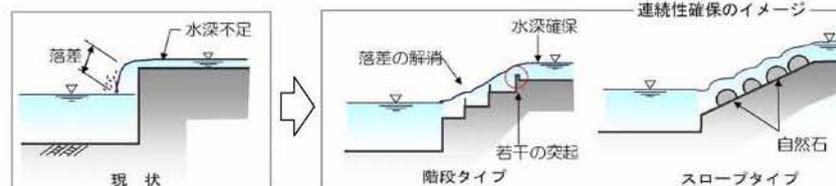


図 4.3.9 連続性確保のイメージ

**(2) 荒川の間接点にあって川の生態系を完全に分断している玉淀ダムの撤去を河川整備計画に盛り込むべきである。**

玉淀ダムは荒川の中流、大里郡寄居町に1964年に建設されたダムで、発電と農業用水の供給を目的としている。総貯水容量350万 $\text{m}^3$ 、堤高32m、堤頂長110m、堤体積3.7万 $\text{m}^3$ の重力式コンクリートダムである。埼玉県企業局が建設したが、2008年に東京電力グループの東京発電㈱へ売却された。発電能力は4,300kW、農業用水は最大約5.4 $\text{m}^3$ /秒で、櫛引台地の荒川中部土地改良区の農地に供給されている。

玉淀ダムは荒川の間接点にあって川の生態系を完全に分断しているため、撤去を求める声が強い。2008年、玉淀ダム撤去促進期成同盟会が結成され、玉淀ダムを撤去し、本来の自然な川の復活を求める運動が進められている。発電量はさほど大きくないので、玉淀ダムの上流に堰を建設して、農業用水の取水口を移せば、玉淀ダムの撤去は可能だと考えられている。

日本では熊本県の荒瀬ダムが本格的なダム撤去の唯一の例である。荒瀬ダムは県営の発電ダムであった。撤去工事は2012年9月にスタートし、2017年度まで6年かけて行われてきている。今年3月21日には川の流れをみお筋に切り替える作業が終わった。ダムで分断されていた球磨川の自然な流れが約60年ぶりにつながった。まだ撤去工事の途中にあるが、球磨川下流部の自然は大きく甦りつつある。

玉淀ダムの発電水利権は2022年3月末であるので、その時に荒瀬ダムのように水利権を更新することなく、ダム撤去が行われるように荒川河川整備計画に玉淀ダムの撤去を盛り込むべきである。



(意見提出様式)

## 「荒川河川整備計画（骨子）」に対する意見

①氏名		[REDACTED]	
②住所		(都道府県名) 埼玉県	(市区町村名) 秩父市 [REDACTED]
③電話番号又はメールアドレス		[REDACTED]	
④年代		20歳未満・20代・30代・40代・50代・ <u>60歳以上</u>	⑤性別 <u>男性</u> ・女性
意見該当箇所		⑥ご意見	
頁	行	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
6	11	荒川上流部の実態は、50年間に自然掘削(砂礫流出)によって河床が2~3m低下している場所が多い。その為に橋梁の基礎部分が露出してしまい、何らかの事態に橋梁崩壊の場合も考えられる状態である。  掘削と平行して「補強」も文面に追加して考えて欲しい。	
9	14	荒川上流部は出水による攪乱がないために、部分的な河床の岩盤化や河床の樹林化が進行している箇所がいたる所に見受けられる。  魚の住み易い昔のような「河床に復元」することを文面に追加して考えて欲しい。	
11	4	流入する水を安定化させる意味からも、「山(保水力)の管理」も文面に追加して考えて欲しい。	



POOL F20





5	1 1	<p>「河川の連続性の確保を図り、荒川の広大な河川空間を骨格として、流域に広がる生物の生息・生育の場を結ぶエコロジカル・ネットワークの形成を推進します。」</p>
9	1 3 7	<p>「人と河川との豊かなふれあいの確保については、沿川地方公共団体が立案する地域計画等との整合を図り、自然環境の保全を考慮し、ユニバーサルデザインに配慮した誰もが親しみやすい河川空間の形成を推進します。」</p> <p><b>意見</b> ここにも生物多様性の言葉を入れる。</p>
7	1 6	<p>「なお、高規格堤防の整備にあたっては、まちづくり構想や都市計画との調整を行うことが必要であり、<u>関係者</u>との調整状況を踏まえつつ順次事業を実施します。」</p> <p><b>意見</b> <u>関係者</u>に<u>自然保護団体</u>や<u>河川協力団体</u>を入れて具体的に書くこと。</p>
8	6	<p>「・・・因等について調査を行い、関係機関と調整した上。。」</p> <p><b>意見</b> 関係者に自然保護団体や河川協力団体を入れて具体的に書くこと。</p>
9	2 3	<p>「自然とのふれあいやスポーツなどの河川利用、」</p> <p><b>意見</b> スポーツの文言を取る。 基本方針ではない。保全の在り方にも触れる。生物多様性に配慮したレクリエーションがよい。スポーツでは河川の環境を守ることはできない。グラウンドは河川の荒廃を招いている。</p>

「荒川河川整備計画（骨子）」に対する意見

①氏名		[Redacted]	
②住所		(都道府県名) 埼玉県	(市区町村名) 戸田市 [Redacted]
③電話番号又はメールアドレス		T/A [Redacted]	
④年代		20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	⑤性別 <input checked="" type="radio"/> 男性 <input type="radio"/> 女性
意見該当箇所		⑥ご意見	
頁	行	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
		<p>別紙 2枚</p> <p>8311</p> <p>[Redacted]</p> <p>TEL/FAX [Redacted]</p> <p>〒335- [Redacted] 戸田市 [Redacted]</p> <p>[Redacted]</p>	

2P

2-1 1~20の中に含まれるのが原則として23~25の  
「河川、流域を型成せしめ、防災の継承と保全、文化の発展のため、  
洪水被害が少くなるための整備計画を推進する」

5P

2-3  
9 水質については

8P

3-4 (6) 内水対策 基本は県お80% 市町村行政に78%

十分の調査がなされたという現状がある。しかし、県が要  
図が甚しいという住民の声もある。市町村における対策、基本で  
計画を策定し、施工費用の面も、国・県に負担を求めると  
して、計画は市町村行政の責任とあり、これを明記せよ

(7) 住民が「川を見守る」意識が重要である。  
住民が見守り、観察し、危険を察知したら、直上  
行政へ連絡、通報をする。市民意識を育てる必要性。

雨量と川の水位を認知すること。例、秩父2400川の  
雨量あり、岩瀬までの流運到達予測時刻をおおむね  
市民感覚として知っておくこと

川の遊んぶには(中々2078と)、山の音(上流)への  
雨のふり方を知らせる。気にはいれず意識が重要

「情報」から「防犯」といって、他人のための意識を  
被害は減らせる

9P

3-1-3 (1) 水質 荒川の水質、保全、改善は、約7割(100%)  
支川より生活排水、農業、工業排水が主たる汚染源であり  
特に生活排水が水質汚濁の70%を占める。

荒川水系の下水道帯率は80%に達している  
20%以上は、個人浄化槽である。  
この浄化槽の保守点検率は50%程度、11市の  
汚泥検査は10%以下あり  
この点の認識がまだ乏しい 問題点として指し示す

2) 砂礫河原 商水敷は人工的に高く造成  
あり 公園利用のときは砂礫の懸濁物のV<sub>2</sub>は  
約1X-1000倍に達している

14P

3 (5) 景観

牧父多摩国立公園は狭山市の旧荒川村より上流部に  
あり

荒川の水質、景観、環境保全をせめて国立公園として  
V<sub>2</sub>のV<sub>2</sub>に該当することを提案する

荒川下流部はL<sub>1</sub>に達している 毎日橋からは  
川中から1600m ~ 最大2537mに達している

せめて毎日橋までの国立公園 若の環境  
保全のV<sub>2</sub>は(1)より 同県各市町村、住民  
200名以上の賛成を心合せたい

(7)(8) 川(水中)のウキゴシ 舞子のくわいあやの作業を12月  
支川から本川に流入する前に、お掃除をせよ本川  
流入を最少限にする

(意見提出様式)

## 「荒川河川整備計画（骨子）」に対する意見

①氏名		[REDACTED]	
②住所		(都道府県名) 埼玉県	(市区町村名) 朝霞市
③電話番号又はメールアドレス		[REDACTED]	
④年代		20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	⑤性別 <input checked="" type="radio"/> 男性・女性
意見該当箇所		⑥ご意見	
頁	行	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
8頁	3行	(7) 危機管理対策より 荒川右岸に当たる朝霞市上内間木地区は予てより浸水被害を長年に渡り経験して参りました。朝霞水門完成後その被害は劇的良くなり安心感すら覚えますが、一方で武蔵野線高架橋部分が一部低くなっており、不安要因がございます。	
9頁	22行	(3) 人と河川の豊かなふれあいの確保より 一昨年荒川右岸武蔵野線下より堤防強化工事において、擁壁工事をして頂きました。その後土手のり面を容易に登れなくなりましたが、一部階段を設置して頂きました。土手上方にすばらしいウォーキング道路があり、それを利用するための階段又はスロープを上方部分まで設置して頂きたいと存じます。	
9頁	22行	(3) 人と河川の豊かなふれあいの確保より また、川沿いにはゴルフ場があり、川岸を散策し水辺の近くを観察することが困難になっているため、東京地区の隅田川のように、水辺を近くに感じられるよう整備を進めて頂ければ幸いです。	
13頁	21行	(4) 水面の適正な利用より 荒川右岸には以前水上バスの乗り入れ口を設け幅広い市民の方に利用されておりました。経営的な観点から、廃止されたと伺っておりますが、東京ディズニーリゾート直通の水上バスや、屋形船と言ったまさに水上を活用した取組みをもう一度見直し、取り組んで頂ければと思います。	
13頁	21行	(4) 水面の適正な利用より 国土交通省の管理する岸壁を民間企業に貸し出しをし、水上輸送を踏まえ、企業との連携や災害時に活用出来るよう日頃より周辺環境整備を含め整備を行うことを期待します。	
14頁	20行	(8) 不法系留船対策より 朝霞地区にマリーナを設置し、舟を管理できる施設を有してはいかがでしょうか。水辺で悩まされてきた地区だから出来る事を改めてご提案いたします。	

## 「荒川河川整備計画（骨子）」に対する意見

①氏名	[REDACTED]		
②住所	(都道府県名) 埼玉県	(市区町村名) 桶川市	
③電話番号又はメールアドレス	[REDACTED]		
④年代	20歳未満・20代・30代・40代・50代・ <input checked="" type="checkbox"/> 60歳以上	⑤性別	男性・ <input checked="" type="checkbox"/> 女性
意見該当箇所	⑥ご意見		
頁	行	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
総合的意見		<p>1. 荒上管内の環境保護団体でつくる環境保全会議として、案について総合的な見地から整備局に説明会の開催を求めたところ、拒否されたのは遺憾である。忙しいとの理由なので、管内の荒川下流、二瀬ダムの両事務所担当者に説明をと、お願いしたが、それも拒否された。説明は拒否するが、意見だけ述べよ、という姿勢は、意見を出さなくても良い、とも受け止められる。反省を求め、今後の計画策定までの丁寧な対応を求めるものである。</p> <p>2. 本来なら、骨子の中身や意味するものについて、国民が理解しやすい説明を行い、意見を募集すべきである。国としての対応が不十分だったことで、よりの確な意見を出せなかったことは、非常に残念である。整備局として丁寧な対応を求めたい。</p> <p>3. 又、意見については真摯な態度で検討し、その結果を公表していただきたい。</p> <p>4. 有識者会議の傍聴は、意見提出の際の重要なヒントになるはずであった。しかし、別室でモニターを通してみせ、傍聴とは言い難い。広く意見交換をすることによってより良い計画を策定するのが本来のあり方ではないか。それを放棄する関東整備局の姿勢は、骨子の案に矛盾するものである。</p> <p>5. さらに、有識者会議の関係都県会議の議事録も一切公開していない。意見を提出する上での環境整備が全く出来ていない上京し国野仕事とは思えないお粗末さである。総務省の行政監察に焦っているとしか考えられない無様な対応は国家の威信を損なう。</p> <p>6. パプコメの締め切りの翌々日に有識者会議を開催するスケジュールは、総務省の行政評価の指摘を受けて、策定を焦っていると受け止められる。30年間の河川事業を多様な意見とコミュニケーションを取らずに拙速に決めてしまう愚は、将来に禍根を残し、生態系の破壊と税のムダ使いになる。丁寧なパプコメと地域住民関係団体の意見の聴取の手続きを進めるよう要望する。</p> <p>7. 意見の募集に男女の別を書く意味が不明である。</p>	

3	5-8	<p><b>霞ヶ関の孤立」「兜町や大手町の機能麻痺」などの誇大な表現はきちんとした根拠を示した表現にすべきである。</b></p> <p>理由 「霞ヶ関の孤立」とはどここの部分で孤立するのか、道路網・交通網は東京駅まで浸水するのか、近くの皇居はどうなるのか、「兜町や大手町の機能麻痺」とは、高台にある場所で、どのような想定を意味するのか。これら想定条件が不明なまま、やたら誇大表現で不安をあおる表現は控えるべきである。最低限科学的データとその程度を示すべきである。</p>
	13	<p>「多様な」の後に「生物多様性基本法に基づく」または「生物多様性野保完全に配慮した」を入れる。</p> <p>理由 荒川河川整備基本方針は、平成19年3月に策定され、生物多様性基本法は平成20年6月施行となっている。その後、生物多様性国家戦略も作られ、より具体化した取り組みも策定されていることからすると、その間のギャップを埋めるためにも目標には必要である。</p>
	15	<p>「<b>河川環境の整備保全</b>」の後に、「<b>流域の総合的一体的管理</b>」をいれる。</p> <p>理由 昨年4月に成立した水循環基本法との整合性をはかる必要がある。この基本理念で、健全な水循環の維持又は回復のための取組、適正な利用、健全な水循環の維持とともに、「流域に係る水循環について、流域として総合的かつ一体的に管理されなければならないこと」とあり、上流部の保水機能やダムの影響等も総合的に把握して計画が策定されるべきである。</p>
4	9-10	<p>「<b>東京湾に最も被害をもたらすコース</b>」の前提が不明であり、科学的な想定と根拠を明示された表現にしていきたい。</p> <p>理由 実績に基づく降雨量、計算流量と、川にどれだけ流れると仮定するのか等が不明である。</p>
	11-12	<p>災害防止計画でも、この2行の表現は見られないのではないかと。「自助・共助・公助の精神」がどのように被害の最少化をはかるのか、あまりにも抽象的で、計画の内容としてはふさわしくない。「<b>自助・共助・公助の精神のもと</b>」をとるべきである。</p> <p>理由 計画は精神論では策定出来ない。</p>
	14-15	<p>「<b>超過洪水対策</b>」の前に、「<b>田んぼや貯水池等の保水機能の活用など周辺の土地利用も含めた</b>」を入れる。</p> <p>理由</p>

5	18	<p>災害の発生、防止対策には、既に周辺を氾濫域として「あふれる治水」の考え方で、土地利用協定などを結んでいる地域が存在する。都市部を抱えた人口密集地帯であることから、被害を最小限に留め、可能な限りこの手法も講じるべきである。</p> <p>堤防決壊を想定した場合、被害を最小限に食い止めるには周辺の保水機能を持った土地の活用が重要である。やたら公共工事に税を投入するよりも、既存の機能を十分活用する溢れる治水の手法を取り入れるべきである。</p> <p><b>グラフのデータは平成14年で終わっている。13年前のデータを基本方針策定時で説明するとしたら、この計画の現実に即応するものであるか、疑わしいものとなる。</b></p>
	7	<p><b>「秩序ある利用の促進」を「秩序ある利用が適正に行われるよう務める」に変える。さもなければ、どのようなことが秩序ある利用の促進なのか、分かるような記述にすべきである。</b></p> <p>理由 河川整備基本方針では、(2)河川の総合的な保全と利用に関する基本方針、ウ 河川環境の整備と保全「河川環境の整備と保全に関しては、首都圏及びその近郊に位置し、多くの人々がスポーツ、散策、自然観察等に訪れるなど人とのかかわり合いが極めて高いことを踏まえつつ、多種多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境及び良好な景観を次世代に引き継ぐよう努める。」とある一方で、「河川敷地の占用及び許可工作物の設置、管理については、首都圏及びその近郊における貴重な自然環境の保全・再生、景観の保全に十分配慮するとともに、治水・利水・環境との調和を図りつつ、多様な利用が適正に行われるよう努める。」「人と河川との豊かなふれあいの確保については、身近な憩いとやすらぎの場、レクリエーション、環境教育の場として、自然環境との調和を図りつつ整備・保全を図る。その際、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、沿川自治体が立案する地域計画等との連携・調整を図り、河川利用に関するニーズを反映した河川整備を推進する。」とあり、「秩序ある利用の促進」という記述は基本方針を逸脱している。今後の調整池計画では、少なからぬ面積が対象になることから、河川敷の利用の促進は出来ないと考える。八方美人のような記述は不可能である。</p>
	9	<p><b>「地域住民」の後に環境団体を入れる。</b></p> <p>理由 水質をふくめ、沿線の河川環境の保全に努力し、一番見守っているのは環境団体であり、水質汚濁事件の通報等、実質的な活動をしている団体によるところが多い。3者の連携こそが水質改善の要である。</p>

	11	<p>「流域に広がる」の前に「生物多様性に配慮した」をいれる。</p> <p>理由 これ迄の環境対策において、河川事務所は生物多様性を軽視したエコロジカルネットワークを想定することがしばしばあり、原則をきちんと明記していただきたい。</p>
	15	<p>「影響の緩和に努めます」を「影響を極力除去します」に変える。</p> <p>理由 ダムのもたらす環境悪化は現状と課題に明記すべきであり、その原因者たるダム事業者として、河川法と生物多様性基本法の主旨にてらし、責任感のない記述は控えるべきである。</p>
6	19-20	<p>文末に、「調節池の土地利用のための用地は、河川環境の保全が著しく損なわれている場所から整備し、環境回復の役割を果たすこととする」と加える。</p> <p>理由</p>
7	11	<p>河川法、生物多様性基本法の目的に鑑みルト、既に河川敷や周辺でゴルフ場や運動場など、農薬や除草剤散布もふくめ、河川環境として環境回復が必要な場所が多く見られる。これらを調整池として整備することにより、自然再生にも寄与すると考えるから。</p>
	14	<p>「既存施設の有効活用を含め」の後に、「田んぼ、ため池の活用等の土地利用と保全など」を入れる。</p> <p>理由 田んぼも既存施設の一部であり、河川敷だけで洪水対策が十分でない場合も想定し、歴史的に田んぼの保水機能に注目した土地利用政策が有効である。田んぼの機能を維持する固定資産免除等の保全協定、氾濫が起きて農産物に被害が生じた時の補償協定等は、周辺環境の保全とコストパフォーマンスに有効な洪水対策となるので、地域ごとに、きめ細かな対策にすべきである。</p>
7	15-16	<p>末尾、高規格堤防の整備を行う「とともに、氾濫対策として、堤防周辺の調整池機能を持たせた土地利用対策を行う」を加える。</p> <p>理由 冒頭の3ページの被害想定は、高規格堤防でも守れなかったケースを想定していると考えられ、洪水対策が不十分な場合を想定した氾濫対策を明記すべきである。</p>
8	13	<p>「災害復旧のための」の前に「河川環境の保全に配慮しつつ」を入れる。</p> <p>理由 資材の備蓄や浚渫、掘削土の置き場として広大な河川敷の利用が計画されており、過度の自然環境の破壊が想定される。河川法第1条の目的「河川</p>

		<p>が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与する」に著しく反するものである。</p> <p><b>「河川の状況に応じ」の後に、「生物多様性保全の観点から」を入れる。</b></p> <p>理由 現場事務所に置いては、しばしば、自然環境の保全と生物多様性の保全とを同一にとらえがちであり、基本方針以後に制定された生物多様性基本法との整合性をはかる必要があるから。</p> <p><b>冒頭に「生物多様性の保全に配慮した」を入れる。</b></p> <p>理由 前述に同じ。</p>
9	7	
	20	<p><b>「スポーツ等の河川利用」を取る。</b></p> <p>理由 河川整備基本方針では、「人と河川との豊かなふれあいの確保については、身近な憩いとやすらぎの場、レクリエーション、環境教育の場として、自然環境との調和を図りつつ整備・保全を図る。」とあり、スポーツの河川利用については、触れていない。前述のように、防災対策や調整池整備事業を実施する際には、自然環境の破壊が既に行われている運動場等は、優先的に利用すべきであり、河川をスポーツに利用することは人と河川の豊かなふれあいには不適である。</p>
9	23	
		<p><b>「貯砂ダムの設置」はあらたな環境破壊をもたらし、生物の生存を脅かし、膨大なムダ使いであり反対。削除を求める。</b></p> <p>理由 ダムによる環境破壊は十分承知していると思うが、更なる貯砂ダムの建設は、さらに多くの環境破壊をもたらす。生態系の破壊につながるダムの延命化は、河川法の目的に反するものであり、生物多様性基本計画にも反する。既にダムの貯水能力は、計画よりも半分以下になっているダムがほとんどである。</p> <p>二瀬ダムの貯砂ダムについても、その評価がされていず、現状と課題においても何ら記載がない。過去の事業検証なくして、あらたな貯砂ダムの設置など、あり得ない。</p>
11	9	
		<p><b>河川環境の整備と総合的かつ一体的な管理保全に関する事項とする。</b></p> <p>理由 水循環基本法との整合性が必要であるため。</p>
13	4	<p>又 (1) から (8) までとなっているが、総合的一体的管理のための「山林の保全」の項目を設け、「山の涵養機能が失われつつある現状を改善する</p>

15		<p>ため、他省庁との協力のもと、落葉樹の植林や山林整備を計画的に行い、河川への影響をモニタリングする。」等の記述をいれるべきである。</p> <p>「水質、動植物の生息・・・」の前に「生物多様性基本法の基本原則のに則り」を入れる。</p> <p>理由 単なる配慮では曖昧になり、環境破壊を招く恐れが大であるため。</p> <p>26-27 「地域住民等と」を「地域住民や環境団体等と」とする。</p> <p>理由 外来種駆除を一貫して行っているのは環境保護団体であり、長年の活動経験は、関係機関や住民では得られないものであり、そこから学ぶべきものは多い。環境団体を抜きにして外来種駆除は考えられないのではないか。</p> <p>4</p> <p>5 「ダム湖面利用が盛んなことから」とあるが、二瀬ダム事務所管内の4ダムの中で、どこでどのような湖面利用しているのか、明確にすべきである。「安全で秩序ある湖面利用」も意味不明である。「ダムの湖面利用に際しては安全性を第一に配慮するに。</p> <p>「景観の保全」を「歴史と景観の保全」に変える。 「関係機関」の前に、「調査研究を行い、その記録を蓄積しながら」を挿入する。</p> <p>理由 河川はその利用の歴史と改変の歴史があり、どちらも河川環境と生態系の保全のためには重要である。これまでは、記録が重視されてこなかったことが原因で、古くから残されている生態系や歴史がおろそかにされて来たことを反省する必要がある。</p> <p>最後に、この書式は聴取川に都合の良い書き方になっているが、とても使いにくく、意見提出車の利便性をもっと考えるべきである。上から目線では見るべきものが見えなくなる。</p>
----	--	--

(意見提出様式)

## 「荒川河川整備計画(骨子)」に対する意見

①氏名		[REDACTED]
②住所		(都道府県名) 埼玉 (市区町村名) 桶川
③電話番号又はメールアドレス		[REDACTED]
④年代		20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上
		⑤性別 男性・女性
意見該当箇所		⑥ご意見
頁	行	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)
9	7~13	<p>ダムは不要、ダム堰堤の撤去を追加する理由</p> <p>ダムが有るから富栄養化も生じる。さらにダムはいずれ埋まってしまう。溪流を遡上すると完全に埋まった堰堤を良く目にする。その堰堤やダムが魚類の生態の阻害になっている。岩魚は河の最上流部まで遡上に産卵しているが、堰堤やダムが遡上を妨げている。岩魚の生育・繁殖環境を明らかに阻害している。</p> <p>ダムや堰堤を今後作らなことは元より、能力の低下したダム・堰堤から順次取壊し動植物の生息環境を元に戻すべきである。</p>

(意見提出様式)

## 「荒川河川整備計画(骨子)」に対する意見

①氏名		[REDACTED]
②住所		(都道府県名) 埼玉 (市区町村名) 桶川
③電話番号又はメールアドレス		[REDACTED]
④年代	20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	⑤性別 男性・女性
意見該当箇所		⑥ご意見
頁	行	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)
11	5~9	<p>ダムは不要(=瀬川ダム他)を追加する理由</p> <p>ダム湖の流木は湖岸が崩れることで生じている。湖岸が崩れるのはダム湖特有の現象である。</p> <p>ダム湖は洪水防止及び湯水対策として作られたと考えているが、実際に湯水対策として成果を上げているとは考えられない。</p> <p>もうひとつの目的である洪水対策だがいつもほぼ満水状態であり貯水量も奥利根湖や奥只見湖に比べ少ない。</p> <p>さらに発電効果も奥利根湖や奥只見湖と比べて微々たるものである。</p>

(意見提出様式)

## 「荒川河川整備計画(骨子)」に対する意見

①氏名	[REDACTED]		
②住所	(都道府県名) 埼玉	(市区町村名) 桶川	
③電話番号又はメールアドレス	[REDACTED]		
④年代	20歳未満・20代・30代・40代・50代・ <u>60</u> 歳以上	⑤性別	<u>男</u> 性・女性
意見該当箇所	⑥ご意見		
頁	行	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
7	10~17	<p>高規格堤防建設は不要、削除する。</p> <p>理由 荒川下流域の一部においてすでに手を付けている様だが、左右両岸に隣接した現在の土地利用の実態の中で買収の困難・費用の高額化等々を考えると高規格堤防の建設は金喰い虫であり実現性が乏しい。</p>	

(意見提出様式)

## 「荒川河川整備計画(骨子)」に対する意見

①氏名		[REDACTED]
②住所		(都道府県名) 埼玉 (市区町村名) 桶川
③電話番号又はメールアドレス		[REDACTED]
④年代		20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上
		⑤性別 男性・女性
意見該当箇所		⑥ご意見
頁	行	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)
9	15~ 21	<p>動植物の生息・生育・繁殖できる環境を保全再生するとあるが、ここに外来動植物の駆除を盛り込むべきである。</p> <p>理由 ブラックバス、ブルーギル、ミツツツピーアカミミガメ、ゴタクサ、セイタカアワダチソウ、ツホン、ガビチョウ等々の増殖が著しい今、</p> <p>荒川に元から生息していた動植物が減少し反面、外来種に取って代わられている。</p> <p>本来あるべき環境に戻す為、外来種の駆除は必要不可欠である。</p>

(意見提出様式)

「荒川河川整備計画(骨子)」に対する意見

①氏名		[REDACTED]		
②住所		(都道府県名) 埼玉県	(市区町村名) さいたま市	
③電話番号又はメールアドレス		[REDACTED]		
④年代		20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	⑤性別	男性・女性
意見該当箇所		⑥ご意見		
頁	行	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)		
		<p>全体を通しての意見</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自然の復元力は大きなものです。 河川環境の整備を行い、これまでに失われた湿地や自然の遷移を活かす整備をすることが大事。</li> <li>2. 山から川までの河床の形状をなだらかにして、連続性を保全すること。 「右に魚道が付いている」といっても、魚には分かりません。人間の本位で作られた魚道では魚には通用しません。</li> <li>3. 荒川の間地点にある玉淀ダムを撤去すべきです。</li> <li>4. 荒川中流部の豊かな生き物、水生植物、魚類などを守るためにも、新たな洪水調節池の増設は必要ありません。 国に十分な予算もないのに、このような新たな調節池の必要はありません。</li> </ol>		

(意見提出様式)

「荒川河川整備計画（骨子）」に対する意見

①氏名		[REDACTED]	
②住所		(都道府県名) 埼玉県	(市区町村名) さいたま市
③電話番号又はメールアドレス		[REDACTED]	
④年代		20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	⑤性別 男性・女性
意見該当箇所		⑥ご意見	
頁	行	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
7	10 ~17	<p>骨子                      「3.河川の整備の実施に関する事項 +                      3.1.1.洪水、津波、高潮などによる被害                      の発生防止又は軽減に関する事項                      (4) 超過洪水対策                      荒川下流部においては堤防が決壊                      すると甚大な人的被害が発生する。                      可能性が高い区間について、高規格堤防                      の整備を行います。」</p> <p>意見。                      スーパー堤防は、2012年に会計検査                      から無駄な事業だと指摘されています。                      今後人口が減って、税収も減ります。                      高規格堤防を実現するために莫大な                      事業費がかかります。完成するまで長い年月を                      要します。それならまずは堤防強化す                      るなどが治水にとって即効性があり、コスト                      低く抑えられます。高規格堤防整備には                      反対します。</p>	

(意見提出様式)

「荒川河川整備計画（骨子）」に対する意見

①氏名		[Redacted]	
②住所		(都道府県名) 埼玉県	(市区町村名) 行田市
③電話番号又はメールアドレス		[Redacted]	
④年代	20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	⑤性別	男性・女性
意見該当箇所		⑥ご意見	
頁	行	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
		<p>個別の頁にこだわらず、計画検討の最も基本となる骨子部分の意見を提出します。</p> <p><u>「水循環基本法」の制定に基づく集水域管理の実現を目標とした全国初の「河川整備計画」の策定を促すこと</u></p> <p>「荒川河川整備計画」の策定は、2014年3月の第186回通常国会で可決成立した「水循環基本法」制定以降、初となる全国一級河川における河川整備計画の策定検討となる。「水循環基本法」は、流域単位の総合治水、河川と森林との総合管理、灌漑の保全と活用、地下水の保全と利用の適正化、利水の合理化等の提外地から提内地までを含み、治水・利水・環境を包括したまさに基本法であることから、「荒川河川整備計画」の策定に際しては、同基本法に示された集水域管理の概念を具体化させ、林野、灌漑や自治体等の役割も含めた一体的な計画とすること。</p> <p>また、集水域管理の実現には、縦割りの行政の弊害を乗り越える必要があることから、既存の「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議」の十分な活用を図り、河川整備計画策定に対して運用可能な仕組みとすること。</p> <p>※荒川の水源地域である秩父の森林地帯への有効な対策がなければ、荒川の最も基盤的な治水対策は取り立てない。現在の秩父森林地帯は、植林地の放棄とシカの食害の影響により、保水力の低下や表土流出がかつてなりの悪化が生じており、この根本的な障害を放置したままでは、中・下流部の堤防増強、河道拡幅、調節池整備等の治水対策は、いくらやってもきかない。上流域の森林対策、中・下流域の水田対策の一体化が不可欠である。</p>	

「荒川河川整備計画（骨子）」に対する意見

①氏名		[REDACTED]	
②住所		(都道府県名) 東京都	(市区町村名) 国分寺市
③電話番号又はメールアドレス		[REDACTED]	
④年代		20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	⑤性別 男性・女性
意見該当箇所		⑥ご意見	
頁	行	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
7	10～17	<p>(意見)</p> <p>①高規格堤防は2012年1月に会計検査院により、非効率な事業との指摘を受けるような事業です。</p> <p>首都圏・近畿圏6河川で6,943億円の税金を使って、要整備区間873kmのうち完成したのは9.463kmで、整備率1.1%に過ぎない。</p> <p>このように非効率な事業のため、2010年10月の行政刷新会議の事業仕分けにおいても高規格堤防整備事業は廃止事業と判断されるような事業です。</p> <p>詳しい資料によると、区画整理事業の費用も含めて1mの整備に約4,000万円掛かると試算されている。そうすると荒川下流整備だけでも、要する費用は2兆円規模になる。今の国の財政事情からしても、実現性ゼロの全く不要な事業である。</p> <p>②堤防は2～3mだけ造成しても無意味なことは明らかであるから、「点」のような整備しかできない現整備計画は無意味であり、将来も「線」にならないことが明らかな現整備計画は無意味です。</p> <p>③現在行われている江戸川区北小岩1丁目地区の土地区画整理事業は国土交通省の高規格堤防整備事業と一体になった事業であり、これまた無意義な事業です。</p> <p>その事業の進め方は事業の内容を体したように、強権的な有無を言わせない強引事業です。このようなことをしては住民、国民のためにならず、税金は有効に使われないばかりか、河川をダメにする悪しき公共事業として血税を川に流すようなものです。是非再考して実効性のある事業を行い、国の責任を全うするよう強く要望します。</p> <p>④国交省が提示する資料はいわゆる水増しの数字しか提示できていない。公共事業先にありきでなく、早急にやらなければいけない内水氾濫対策などに取り組むべきです。</p>	

(意見提出様式)

「荒川河川整備計画（骨子）」に対する意見

①氏名	[Redacted]		
②住所	(都道府県名) 千葉県	(市区町村名) 松戸市	
③電話番号又はメールアドレス	[Redacted]		
④年代	20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上	⑤性別	男性・女性
意見該当箇所	⑥ご意見		
頁	1 (意見ごしほめるがは0.0.0字以内で記載してください)		

9P 骨子  
14-18 「3. 河川の整備の実施に関する事項」  
3. 1. 3 河川環境の整備と保全に関する事項  
3. 1. 3 (2) 自然環境の保全と再生

意見

荒川の自然に優しい、自然の回復を目指した河川整備計画を策定してください。

川は生き物の命の道です。つまり、海から源流まで自由に自力で生き物が往来できる道として自然環境を保全する必要があります。豊かな水量ときれいな水質の清流は、源流から海までの流域全体の水源林である森林保全によっても確保できます。しかし、現状の源流・上流域の森林は、戦後の拡大造林による人工植林された木が伐期を迎えているのに、輸入木材に頼る市場のため、手入れも行き届かず、荒れています。森は海の恋人と言われますが、川にとっても同様でしょう。国土保全のためには、コンクリートの巨大な構造物・ダムを造ったり、護岸をコンクリートで固めたりする前に、他の省庁と連携して森林の健全化を推進してください。

また、川を切断する人工的な構築物は、魚の往来を妨げ、でこぼこのないコンクリートの川床にはエビやカニが住めないために、うなぎもアユもサケも育ちません。人工的な魚道を作っても魚は遡上できないのです。今は、自然を克服するのではなく、自然を生かしながら共生していく河川整備計画にシフトする時代だと思います。人間の身体で言えば血液にあたる、大地を流れる川が滞ると、大自然も息を止めることになります。それは、魚や鳥、水辺の植物だけでなく人類にとっても大変な損失になります。未来を遠くまで見通した壮大な河川整備計画を望みます。

「荒川河川整備計画（骨子）」に対する意見

①氏名		[Redacted]	
②住所		(都道府県名) 埼玉県	(市区町村名) 上尾市
③電話番号又はメールアドレス		[Redacted]	
④年代		20歳未満・20代・30代・40代・50代・ <input checked="" type="checkbox"/> 60歳以上	⑤性別 <input checked="" type="radio"/> 女性
意見該当箇所		⑥ご意見	
頁	行	(意見ごとにできるだけ200字以内で記載してください)	
		<p>治水対策の基本として設定された目標流量は、過大であるように思います。現時点に見合った根拠を示してください。</p> <p>今後示されると思われる堤防や調節池整備の工事ボリュームや工事箇所自体が適正か否かの判断については事前に十分な情報公開と幅広い住民参加による合意形成を必ず行ってください。</p> <p>その上で河川敷のみならず堤防に関しても河川環境としての保全整備対象であることを明確に位置づけ、堤防拡幅等への環境対策の対応を行うこと、また調節池整備に関しては、生物多様性の観点から重要性の高い場所の保全管理のあり方や、ゴルフ場、飛行場等の民間利用場所については特別扱いをしないための検討を行うことの、2点を「河川整備計画」のなかに明記してください。</p>	

[ 2 ]



(意見提出様式)

「荒川河川整備計画（骨子）」に対する意見

①氏名	[REDACTED]		
②住所	(都道府県名) 埼玉県	(市町村名) 上尾市	
③電話番号又はメールアドレス	[REDACTED]		
④年代	60歳以上	性別	女性
	⑥意見		
3	豊富な水量、緑の土手の荒川が 生物多様性を重視しながら 管理されていることを強調してください。		
4	土手を守るためにも、最近の荒川に流れる水量はどの程度になっているのか、データはきちんと出してください。		
6	調節地の整備について。計画段階で、会としては生物多様性を鑑みて十分に検討することと事前に公に出して頂くことを望みます。 後手に回って、無益な活動がなされることのないように。(場所、理由、経済性、生物への影響等)		
9	荒川とその流域に生息する生物の調査とそれらを生かした環境づくりが進展するように願っています。 堤防の緑が 地域住民の生活に潤いをもたらしてくれるはずです。		
11	「貯砂ダムの設置」に関して。 掘削土砂の行方がよく分かりません。ダムをつくるにしてもどこにどの程度の規模かを よく考えなければいけないと思います。 又、河川内から出た表土の場合は、埋土種子、在来種の発芽も考えられるので、無闇にダムにして葬り去ることのないよう、識者の意見を取り入れていただけると良いと思います。		